



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和8年3月5日（木）

知多市報道発表資料

ごみ対策課

担当：政策・管理チーム 小島

(0562-55-0300)

旧清掃センターにおける土壌調査の結果及び対応について

旧清掃センター解体工事に伴い、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明したため、土壌汚染対策法に従い愛知県に報告しました。

1 報告内容

- (1) 報告年月日
3月5日（木）
- (2) 汚染が判明した土地の所在地
知多市北浜町11番地の18の一部
- (3) 報告の根拠
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という）
- (4) 調査結果
次表のとおり、法に規定する基準を超過しました。

ア 土壌溶出量

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 注2
六価クロム 化合物	0.09mg/L (1.8倍)注1	0.05mg/L 以下	0~0.5m	1/98
ふっ素及び その化合物	2.2mg/L (2.8倍)注1	0.8mg/L 以下	0~0.5m	44/80

注1：（）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10m格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 注4
鉛及び その化合物	730mg/kg (4.9倍)注3	150mg/kg 以下	0~0.5m	9/90
ふっ素及び その化合物	8,100mg/kg (2.0倍)注3	4,000mg/kg 以下	0~0.5m	25/88

注3：（）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10m格子で分割した区画数

(5) 現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装やコンクリート舗装、不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。また、関係者以外の立ち入りを制限するため、敷地境界にフェンス等が設置され、出入口に立入禁止看板が掲示されています。

2 調査対象地の概要

調査対象地は8,895.44㎡の埋立地です。昭和48年から昭和56年まで、造船工場の敷地の一部として利用されていました。その後、知多市が用地を取得し、昭和58年から令和6年まで、知多市清掃センターの敷地として利用されていました。現在は、未利用地です。今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。

3 特定有害物質について

(1) 六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

(2) 鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(3) ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9~1.2mg/Lの濃度で12~46%の人に軽度の斑状歯が発生することが報告されています。最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

4 今後の対応

県の指導の下、必要な措置を講じ、法令等に沿った適切な土壌処理を実施します。